

平成30年3月23日
国立大学法人大阪大学

平成29年度大阪大学一般入試（前期日程）における出題及び採点の誤りに係る補償の基本的な考え方について

平成29年度一般入試（前期日程）の理科（物理）における出題及び採点の誤りにより合格とされなかったことにより発生した損害の補償については、次のとおり補償を行うことを基本的な考え方とします。

1. 経済的側面の補償について

補償の内容

平成29年4月に本学に入学されていた場合、本来負担する必要がなかった経費について、社会通念上相当と認められるものを補償します。

① 本学の1年次に入学される方（他大学に在籍されている方、受験勉強中の方）

1) 大学等の受験料

原則として、平成29年3月9日（本学の合格発表日）から平成30年1月6日までに支払った経費を補償します。

ア) 平成29年度の受験料

イ) 平成30年度の受験料

・ 大学入試センター試験

・ 国立大学、公立大学、私立大学

2) 大学等の入学料（平成29年度分全額）

3) 大学等の授業料（平成29年度分全額）

4) 住居移転費

受験時の居所から入学していた他大学等の所在地までに要した移転費（運送費・本人の交通費）と、その移転先から本学に入学するための転居に要した移転費（運送費・本人の交通費）の合算額から、本学に入学していれば必要であった本学所在地までの移転費（運送費・本人の交通費）を控除した額を補償します。

5) 住居費（平成29年度分）
家族との別居に伴う他大学在籍時の家賃の額を補償します。

6) 予備校代（平成29年度分）

7) その他必要であった交通費

② 本学の2年次に転入学される方（他大学に在籍されている方）

1) 大学等の受験料

原則として、平成29年3月9日（本学の合格発表日）から平成29年3月31日までに支払った平成29年度の受験料を補償します。

2) 大学等の入学料（平成29年度分全額）

3) 大学等の授業料（平成29年度分）

本学に転入学する以前に在籍していた大学で支払った授業料と本学の授業料との差額を補償します。

4) 住居移転費

受験時の居所から入学していた他大学等の所在地までに要した移転費（運送費・本人の交通費）と、その移転先から本学に入学するための転居に要した移転費（運送費・本人の交通費）の合算額から、本学に入学していれば必要であった本学所在地までの移転費（運送費・本人の交通費）を控除した額を補償します。

5) 住居費（平成29年度分）

家族との別居に伴う他大学在籍時の家賃から本学に合格していれば必要であった費用を控除した額を補償します。

6) その他必要であった交通費

③ 本学に入学されない方（他大学に在籍されている方、受験勉強中の方）

1) 大学等の受験料

原則として、平成29年3月9日（本学の合格発表日）から平成30年1月6日ま

でに支払った経費を補償します。

ア) 平成29年度の受験料

イ) 平成30年度の受験料

・大学入試センター試験

・国立大学、公立大学、私立大学

2) 大学等の入学料（平成29年度分）

在籍されている大学で支払った入学料と本学の入学料との差額を補償いたします。

3) 大学等の授業料（平成29年度分）

在籍されている大学で支払った授業料と本学の授業料との差額を補償します。

4) 住居移転費

受験時の居所から入学していた他大学等の所在地までに要した移転費（運送費・本人の交通費）から、本学に入学していれば必要であった本学所在地までの移転費（運送費・本人の交通費）を控除した額を補償します。

5) 住居費（平成29年度分）

家族との別居に伴う他大学在籍時の家賃から本学に合格していれば必要であった費用を控除した額を補償します。

6) 予備校代（平成29年度分）

7) その他必要であった交通費

2. 慰謝料について

非公表

注：経済的側面の補償については、この中に明記されていないものであっても、その内容を個別に確認して基本的考え方に基づき、公平公正に対応致します。